

3. 職員の資質向上事業

(1) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業【新規】

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)22.1億円の内数(28.1億円の内数)

○事業内容

地域子育て支援拠点に従事するために必要となる知識・技能等の習得等、資質向上を図るための研修を新たに実施する。

○実施主体：都道府県、市町村（特別区含む。）



(2) 子育て支援員研修

(地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業)

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(子育て支援員研修事業)4.6億円の内数(5.4億円の内数)

○事業内容

子育て支援の仕事に関心を持ち、地域子育て支援拠点に従事することを希望する者を対象に、必要な基礎知識や基本となる技能等の習得等を目的に実施する。

○実施主体：都道府県、市町村（特別区含む。）



(3) 地域の子育て支援機能等強化事業



子ども・子育て支援対策推進事業費委託費(指導者養成等研修事業)1.3億円の内数(1.3億円の内数)

○事業内容

地域の子育て支援に関する指導的立場の者を幅広く養成し、地域の子育て力の向上につなげることを目的に実施する。

○実施主体：国 ※公募により民間団体に委託予定

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施することにより、質の高い子育て支援の提供につなぐ。

○地域の人材による子育て支援活動強化研修

- ①対象者
・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者
- ②研修の目的
・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成
・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得
- ③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）

○地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業【新規】

- ①対象者
・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者
- ②研修の目的
・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上
・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得
- ③補助率
国1/2、都道府県・市町村1/2

○子育て支援員研修 （地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）

- ①対象者
・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者
- ②研修の目的
・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得
・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解
- ③補助率
国1/2、都道府県・市町村1/2

指導者養成研修

◇経験年数が概ね5年以上の職員

【ベテラン職員】



専門的研修

【※新規事業】

◇経験年数が概ね5年未満の職員

【中堅職員】



基礎的研修

◇未経験の職員

◇経験年数が概ね3年未満の職員

【新任職員】



～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例①～

岩手県大船渡市「つどいの広場わいわいステーション」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

大船渡市社会福祉協議会が運営する地域子育て支援拠点事業「つどいの広場わいわいステーション」は、複合施設(Y・Sセンター)内にあり、そこでファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ事業」という。)と利用者支援事業を併せて実施している。また、アウトリーチ活動として、お出かけひろばを市内4カ所の地域公民館等で毎月1回開催するほか、利用者ニーズを反映した各種講習会や支援者向けの研修会を開催している。



【活動の様子】

多機能型支援のポイント

～ 利用しやすく居心地のいい拠点で多機能型支援を実施すること ～

- **拠点での交流支援を中心として、必要に応じてファミサポ事業や利用者支援事業に繋ぐことができる。**

(拠点担当者は、子どもを遊ばせに拠点に来た利用者と会話し、その様子などから必要に応じてファミサポ担当者や利用者支援担当者に繋ぐことができる。)

- **3つの事業間で利用者に関する情報を共有できる。**

(3つの事業の担当者は、常に利用者の情報を共有することができるため、急な支援が必要となった時に臨機応変に対応することができる。)

- **地域の関係機関との連携強化を図られる。**

(特別な支援が必要と判断した場合に、地域の関係機関と連携している利用者支援担当者が地域の関係機関との窓口になって支援する。)

多機能型支援による効果

- 相談に行くほどでもないが、**拠点に子どもを遊ばせに来たついでに、気になっていたことを利用者支援担当者に相談することで、子育てに関する不安や悩みについて早期の対応が図られている。**

- 拠点の利用に併せて、ファミサポ事業の登録や利用者支援事業の相談支援ができるため、**無理なく子育て支援事業の活用が図られ、早期の支援体制が予防的に機能している。**

- 個人宅に子どもを預けるファミサポ事業に抵抗を持つ親に対して、**利用し慣れている拠点でのファミサポ事業の活用が推進され、子育ての負担が軽減されている。**

- 拠点にファミサポ担当や利用者支援担当が付加されていることで、親子の状態を見極めた予防的な関わりを、いつもの拠点で特別な支援を意識させずに、様々なレベルで展開できる。

基礎データ

大船渡市	人口:37,891人(平成29年1月1日) 出生数:233人(平成28年)
拠点開始年度	平成19年度から
運営主体	大船渡市社会福祉協議会
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業(平成21年度から) 利用者支援事業(平成27年度から)
職員数	正規職員1名、常勤職員3名 非常勤職員9名
当該施設の利用件数(平成28年度)	拠点事業 9,458人 ファミサポ事業 80件 利用者支援事業 125件

今後の展望・課題

- 拠点に足を運ばない親子、運ばない親子に対する支援の方法
- マンパワーが限られている中での職員の確保と資質向上
- 子育て支援に関する社会資源の育成

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例②～

神奈川県横浜市「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」の取組

多機能型支援実施拠点の概要



【活動の様子】

NPO法人びーのびーのが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」は、専用施設で実施しており、そこでファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ事業」という。)と利用者支援事業を併せて実施している。平成13年度から社会福祉協議会に委託されていたファミサポ事業が平成22年度に拠点に移管され、また、利用者支援事業は拠点事業の地域機能強化型を引き継ぎ、平成28年1月から実施している。

多機能型支援のポイント

～ 親子の居場所となる「場」での多機能化支援は、高い効果が見込まれる ～

- 「ひろば＝場」を持っていることは、かけがえのない財産である。
(常設の場があるという強みが多様な人との出会いや交流を生み出し、必然的に子育て家庭に必要な資源、多機能化をもたらす。)
- 敷居が低い「安心できる場所」で、ファミサポ事業など他の支援活動を見て知ることができる。
(知っている顔がいつでもいる「安心できる居場所」で他の子育て支援活動の様子を実際に自分の目を見て、どんな雰囲気で行われているかを理解することができる。)
- 子育て親子の不便を解消できる。
(複数の子育て支援事業がワンストップで行われることで、様々な子育て支援事業を利用するために、親子連れで拠点以外の場所に出向いて登録等をする手間が省ける。)
- 妊娠期からの切れ目ない支援が効果を上げている。
(産前からのアプローチにより、地域で子育てを体現できる場となっている。)

基礎データ

横浜市	人口:3,735,843人(平成29年1月1日) 出生数:31,819人(平成28年)
拠点開始年度	平成17年度から
運営主体	NPO法人びーのびーの
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業(平成22年度から) 利用者支援事業(平成28年1月から)
職員数	常勤職員7名、非常勤職員11名 その他ボランティア等
当該施設の利用件数(平成28年度)	拠点事業 約60組～70組(1日平均) ファミサポ事業 約700件～900件(1か月) 利用者支援事業 約70件(相談件数)(1か月平均)

多機能型支援による効果

- 利用者支援事業が拠点にあることで、親が他の親に支えられることや、親子を他者との関わりの中で見ることで、**利用者支援担当者が支援の手立てや方向性の検討が多方面からできるようになり、子育て支援の幅が広がった。**
- 拠点でファミサポ事業を実施していることから、拠点利用者がファミサポ事業の様子などを自分の目で見ることによって、**子どもを他者に預けても安心であることを理解してもらう機会となり、また、拠点利用の際にファミサポの登録ができるなど「ワンストップ」の効果などにより、拠点でファミサポ事業を実施してから登録数が20倍以上になった。**
- 拠点でファミサポ事業を利用した親子が別の日に拠点に遊びに来た際に、ファミサポ事業の感想や意見を聞き取り、ファミサポ事業が更に利用しやすくなるよう、**利用方法などを見直し改善することができた。**
- ファミサポ事業は小学校6年生まで利用が可能なため、拠点自体は未就学児対応施設ではあるが、**下の子が拠点を利用した際に、上の子の相談に関わるケースに対応する他、学童・思春期まで見通せる場となった。**

今後の展望・課題

- 柔軟な一時預かりの必要性、閉館後の夜間のフォロー体制
- 情報共有や支援のあり方を検討する時間の確保
- 支援に関する協働視点、エンパワメントの視点、支援に関する意識の共有
- 包括的な調整役の配置

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例③～

千葉県松戸市「E-こどもの森・ほっとるーむ新松戸」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人松戸子育てさぽーとハーモニーが運営する地域子育て支援拠点事業「E-こどもの森・ほっとるーむ新松戸」は、複合施設内にあり、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施している。
一時預かり事業は、別室の保育ルームで実施するものではなく、拠点のひろばで実施しており、また、利用者支援事業は「子育てコーディネーター事業」として平成23年度にスタートしている。



【活動の様子】

多機能型支援のポイント

～ 拠点は、子育て支援情報や相談相手が集約された場所である ～

- **日常的な場所である拠点を活用して相談できるため、心理的負担の軽減が図られる。**
(身近な相談窓口として、拠点到配置された利用者支援担当者が子育てに関する悩みや相談に対応できる。)
- **子育て支援事業の連携強化が図られる。**
(子育て支援事業を同一場所で実施することで、すべての職員がそれぞれの事業内容について理解できるため、業務の実施に当たり連携強化が図られる。)
- **多様な意見による支援ができる。**
(特別な支援が必要な場合、各事業担当者からの意見を広く聞くことができ、支援の方法を各事業担当者が集まったチームとして考えることができる。)

基礎データ

松戸市	人口:492,199人(平成29年1月1日) 出生数:3,782人(平成28年)
拠点開始年度	平成21年度から
運営主体	NPO法人松戸子育てさぽーとハーモニー
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業(平成21年度から) 利用者支援事業(平成23年度から) ※子育てコーディネーター事業(~H25年度)
職員数	常勤職員1名(利)、非常勤職員14名
当該施設の利用件数(平成28年度)	拠点事業 17,856人 一時預かり事業 1,555件 利用者支援事業 377件

多機能型支援による効果

- 子どもを預けることは不安感が伴うが、**拠点で実施している一時預かり事業は、他の利用者からも見える『保護者に見える保育』であり**、また、預かる職員も顔見知りであることから、子どもにとっても親にとってもハードルが低いと感じられ、一時預かり事業の活用促進となっている。
- 保健師等と子育て中の親が面談する際に、**自宅や行政窓口ではなく、拠点で子どもを預けながら実施できる**ため、拠点という落ち着いた環境で利用者が相談に集中することができる。
- 拠点において、**子どもを預けながら利用者支援担当者と相談できること**で、これまで以上にじっくり相談できるため、利用者の大きな安心に繋がっている。
- 各事業ともに職員の兼任率が高いので、それぞれの業務についてお互いがよく分かっているため、全体会議やケース会議などにおいて**それぞれの立場で各事業の課題を共有しやすくなっている。**

今後の展望・課題

- 職員の資質向上
- 職員の確保や処遇改善、就労環境の整備
- 行政と事業者間の連携強化
- 支援の継続性を担保するための体制づくり

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例④～

愛知県大府市「大府市子どもステーション」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

大府市が直営で運営する地域子育て支援拠点事業「子どもステーション」は、市の中核的な公設公営の子育て支援施設であり、ファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミサポ事業」という。）や利用者支援事業及び養育支援訪問事業を併せて実施している。また、子育て中の親からの依頼、または保健センターや家庭児童相談室からの紹介などにより、子育て家庭への訪問支援も行っている。訪問支援に関しては、必要に応じて保健師が同行している。



【パンフレット】

多機能型支援のポイント

～ 子育て支援の中核となる場所で多機能的に事業を展開する ～

- **効果的なワンストップの総合的支援が可能である。**
（日頃から事業担当者間において情報が共有されているため、特別な支援が必要な事例に対し、各種事業間が繋がりがやすく連携が図りやすい。）
- **子育て支援事業の利用促進が図られる。**
（拠点の利用を「入口」として、ファミサポ事業や利用者支援事業等の他の子育て支援事業に結びつけるため、子育て支援事業全体の促進効果が図られる。）
- **親子が抱える問題の早期の予防効果が高まる。**
（各事業担当職員が、事業を利用している親子の変化や関わりを通じて得た情報を他の担当職員と共有し、問題が重篤化する前に対応することができる。）

基礎データ

大府市	人口：91,040人（平成29年1月1日） 出生数：1,001人（平成28年）
拠点開始年度	平成15年度から
運営主体	大府市
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業（平成15年度から） 利用者支援事業（平成27年度から） 養育支援訪問事業（平成17年度から）
職員数	常勤職員6名、（うち嘱託職員2名） 非常勤職員3名
当該施設の利用件数（平成28年度）	拠点事業 約68組（1日平均） ファミサポ事業 4,349件 利用者支援事業 200件 養育支援訪問事業 80件

多機能型支援による効果

- 同一施設内で各種事業を実施していることで、職員同士は日常的に顔を合わせており、必要に応じて連絡を取り合い情報共有できる環境となっているため、**事業種別を超えた職員同士の良好な関係性が築き上げられ、事業間連携やチームワークの基盤となっている。**
- また、日頃から事業担当者間で情報共有が可能であるため、**情報共有を目的とした定期的なカンファレンスに時間を割かれることがなくなった。**
- 親子の居場所となる「場」の利用を通じて、**様々な子育て支援事業の活用につながり、きめ細やかな支援が可能となった。**

今後の展望・課題

- 拠点事業の相談機能、利用者支援事業などの相談支援について、それぞれが担う役割や機能を整理すること
- 職員の専門性の向上や、より専門的な知識・技術を備えた人材育成

～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例⑤～

石川県白山市「親子よろこびの広場あさがお」の取組



多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人おやこの広場あさがおが運営する地域子育て支援拠点事業「親子よろこびの広場あさがお」は、複合施設で実施しており、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施している。

一時預かり事業については、別室の保育ルームはなく拠点のひろばで実施している。さらに、平成27年9月より訪問型支援事業(ホームスタート)を併せて実施し、アウトリーチによる支援の強化に取り組んでいる。

多機能型支援のポイント

～ つながりを持ちながら長期的、継続的に支援ができる敷居の低い相談場所 ～

- **職員間の相互連携が図りやすく、支援のコーディネートがしやすい。**
(拠点内で複数の事業を併せて実施していることで、職員間における利用者の情報共有が的確に行われ、迅速かつ柔軟な対応ができる。)
- **常日頃から関わりがある拠点での相談だから、利用者の心理的負担の軽減が図られる。**
(特別な相談窓口等に行かなくても、時間をかけながら利用者との信頼関係が築ける身近な拠点で、子育ての相談ができるため、利用者の心理的負担の軽減が図られる。)
- **子育て支援事業の層が厚くなる。**
(拠点において各事業を実施することで、個別支援から拠点事業、拠点事業から個別支援と双方の機能が活かされることとなり、子育て支援事業の層が厚くなる。)
- **気軽に集える場に専門的な相談窓口をプラスすることで、一連の支援が可能となる。**
(拠点で利用者支援事業を併せて実施することにより、身近な場所に専門的な相談窓口がプラスされ、利用者に関して一連のマネジメントが行える。)

基礎データ

白山市	人口:113,018人(平成29年1月1日) 出生数:887人(平成28年)
拠点開始年度	平成14年度から
運営主体	NPO法人おやこの広場あさがお
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業(平成26年度から) 利用者支援事業(平成29年度から)
職員数	常勤職員4名、非常勤職員4名 利用者支援事業担当3名
当該施設の利用件数(平成28年度)	拠点事業 16,426人 一時預かり事業 344人 利用者支援事業 312件 (H29.4～9)

多機能型支援による効果

- 拠点で相談する際に、拠点事業の職員と一緒に来た子どもをさりげなく見守ることで、**子どもへの負担が少なくなり、相談者はじっくり相談することができる。** また、子どもが気になって相談に集中できない時などは、**拠点のひろばで実施している一時預かり事業を活用し、子どもを預けて相談に集中することもできる。**
- 拠点の一時預かり事業は、**他の保護者にも事業の様子を見ることが出来る。** また、いつも遊んでいる場所で顔なじみの職員が対応するため、**子どもにとっても保護者にとっても安心感を持って、事業を活用することができる。**
さらに、いつも来ている拠点事業だからこそ、拠点で知り合った他の保護者が預かり中の子に声をかけたり、拠点に来た仲の良い子どもたちが一緒に遊ぶなど、**預かっている子どもがストレスや不安感を感じることなく事業の利用が図られる。**
- 各事業とも職員が兼任しているので、お互いの内容について理解し、ケースや課題について共有している。
さらに、**各事業の専門的スキルを学ぶことが拠点事業の運営に活かされている。**

今後の展望・課題

- 職員の資質向上及び人材確保
- 就労環境の整備
- システム整備や包括支援などの子育て支援に関する行政との更なる連携
- 利用者支援事業の認知向上のための方法

地域少子化対策重点推進交付金

(平成30年度当初予算(案) 10.0億円)

背景

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)においては、地域の結婚、妊娠・出産、子育ての格段階に対応した総合的な少子化対策を推進するため、地域の実情に即した取組を強化することとしている。
また、「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととしている。

1. 優良事例の横展開支援事業

地方自治体が行う少子化対策事業について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援

○ 交付対象

① 結婚に対する取組

- ・ マッチングシステムの構築
- ・ ボランティアの育成・交流 等

② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

- ・ 結婚応援パスポート ・結婚新生活支援事業の周知広報
- ・ 配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進
- ・ ライフデザインセミナー ・乳幼児とのふれあい体験
- ・ その他、地域で結婚、妊娠・出産、子育てを応援する社会づくり・機運の醸成 等

○ 補助率：1/2

○ 交付上限

- ・ 都道府県 5,000万円(事業費ベース1億円)
- ・ 政令指定市・中核市・特別区 1,500万円(事業費ベース3,000万円)
- ・ 市町村 750万円(事業費ベース1,500万円)

2. 結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助

※地方自治体は地域の実情に応じて、上限額(30万円)の範囲内で補助額を設定可能

○ 対象世帯：夫婦ともに34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除

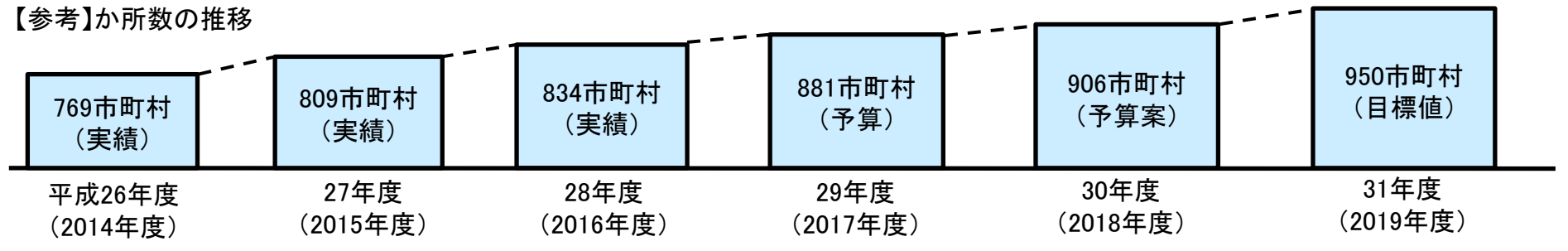
○ 補助率：1/2

事業概要

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の概要

- 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、2019年度末までに950市町村での実施を目指す。

【参考】か所数の推移



1. 運営費

①事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

②補助基準額(案):2,000千円 ※会員数100~299人の場合

③補助率:国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,188億円(1,076億円の内数)

2. 担当職員の資質向上に向けた取組

○ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

①事業内容

ファミリー・サポート・センターにおいてアドバイザーの業務を行っている者に対する研修を実施することにより、資質の向上を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資することを目的として実施する。

②実施主体:都道府県、指定都市(委託可)

③補助率:国1/2、都道府県・指定都市1/2

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
(職員の資質向上・人材確保等研修):
22.1億円の内数(28.1億円の内数)

児童館等における遊びのプログラム等の全国的な普及を図るための実践マニュアル（仮称）の作成

1. 概要（経過）

- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）」（2015年（平成27年）5月18日設置）では、時代の要請に対応した遊びのプログラム等の開発や普及・啓発、児童館等のあり方に関する検討などを行っている。
- 2016年（平成28年）度は、全国16か所の児童館が子どもの貧困対策の取組や災害復旧地域での街づくり、地域における高齢者や外国籍の人々との交流など、今日的課題に対応する取組を遊びのプログラム等として実施し、専門委員会において評価・検証を行った。
- それらを踏まえ、2017年（平成29年）度は、児童館ガイドラインに沿って全国の児童館で企画開発・改良した優れた遊びのプログラム等を集めた実践交流の場「遊びのマルシェ」を開催（9月3日）するとともに、そのプログラムの普及に資するマニュアル（試行版）を作成している。
- 2018年（平成30年）度は、2017年（平成29年）度に作成したマニュアル（試行版）を活用して、さらに児童館等での実践を行うとともに、その検証・分析を行った上で、遊びのプログラム等の全国的な普及を図るため、改正児童館ガイドライン（仮称）を踏まえた実践マニュアル（仮称）を作成する。

2. 2018年（平成30年）度実施内容

- (1) 各地域の児童館等において、遊びのプログラム等の実施・検証・分析を行った上で、全国的な普及を図るため、改正児童館ガイドライン（仮称）を踏まえた実践マニュアル（仮称）を作成する。
- (2) 専門委員会においては、その取組内容の評価を行うとともに、国（厚生労働省）は、効果性の高いプログラム等の全国的な普及を図るための取組を地方自治体と連携・協力しながら実施する。

(1) 遊びのプログラム等の実施と実践マニュアル（仮称）の作成（民間団体に委託）

① 企画・実行委員会の設置

【地域レベル】

- ・ 遊びのプログラム等を効果的に実施するために、有識者、地域の協力者、児童館職員等で構成する企画・実行委員会を設置し、具体的な実施や評価方法等について検討する

② 遊びのプログラム等の実施と検証・分析

【地域レベル】

- ・ 各地域の児童館等で遊びのプログラム等を実施し、その経過や内容、参加者の声などを記録して、その検証を行う
- ・ 企画・実行委員会において、プログラム実施上の留意事項や子どもの健全育成上の効果等について整理・分析を行う

③ 実践マニュアル（仮称）の作成

【全国レベル】

- ・ 各地域で実施したプログラムに関する検証・分析を行った内容をとりまとめ、効果的に実践していくための手法（プログラムに応じた人数規模、職員の関わり方、地域との連携方法、子ども・保護者参加、場所・場面の工夫など）や実施上の効果、体制などを整理した実践マニュアル（仮称）を作成する

(2) 専門委員会・国の取組

- ・ 専門委員会では、遊びのプログラム等と実践マニュアル（仮称）の評価を行う
- ・ 国（厚生労働省）では、研修・セミナー等の機会に実践マニュアル（仮称）を紹介するなど、全国的な普及を図るための取組を地方自治体と連携・協力しながら実施する

3. 所要額（子ども・子育て支援推進委託調査研究）

- 2018年（平成30年）度予算案 37,500千円 （2017年（平成29年）度予算額 37,340千円）

